〈別添2〉

第五十六条第三号中「第十七条の十七第二項」を「第十七条の十七第三項」に改める。

第五十七条第五号中「第十七条の十七第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第五十八条第十四号中「又は忌避した」を「若しくは忌避し、又は同条第五項の規定による質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中船員法第百十七条の二及び第百十七条の三の改正規定（同法第百十七条の二第二項及び第五項、第百十七条の三第二項及び同条第三項において準用する第百十七条の二第五項に係る部分に限る。）　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第一条中船員法第百十七条の二及び第百十七条の三の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第百十八条の改正規定、同法の次に二条を加える改正規定、同法第百三十条及び第百三十一条の改正規定並びに附則第三条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（船員法の改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行前に第一条の規定による改正前の船員法（以下この条において「旧船員法」という。）第百二十条の二第一項の規定により行政官庁がした通告は、第一条の規定による改正後の船員法（以下この条において「新船員法」という。）第百二十条の二第三項の規定により行政官庁がした通告とみなし、この法律の施行前に旧船員法第百二十条の二第二項の規定により行政官庁がした処分は、新船員法第百二十条の二第四項の規定により行政官庁がした処分とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（運輸省設置法の一部改正）

第四条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第六十九号を次のように改める。

六十九　船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

第四条第一項中第二十号の二を削り、第二十四号の七の次に次の一号を加える。

二十四の八　外国船舶に立ち入り、船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に関し乗組員に質問をし、及び必要な処分をすること。

第四十条第一項第四十二号を次のように改める。

四十二　船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

運輸大臣　亀井　静香

内閣総理大臣　橋本龍太郎

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成八年六月十四日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第八十五号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る消了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産宣告の特例、医事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条　著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となった法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2　前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（行政上の権利利益に係る消了日の延長に関する措置）

第三条　次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは同法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（同法第三条第二項に規定する国の行政機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が同法第三条第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であってその存続期間が消了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であってその存続期間が既に消了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る消了日を延長する措置をとることができる。

一　法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行ったものに限る。）により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に消了するもの

二　法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に消了するもの

2　前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の種類ごとに法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の消了日を指定して行うものとする。

3　第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により消了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその消了日を延長することができる。

4　延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による消了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても引き続き実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の種類となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る消了日を更に延長する措置をとることができる。

5　前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置）

第四条　特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2　免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3　免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の履行となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4　前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（債務履行を理由とする法人の破産宣告の特例に関する措置）

第五条　特定非常災害によりその財産をもって債務を弁済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産の宣告をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産の申立てをした場合は、この限りでない。

2　裁判所は、法人に対して破産の申立てがあった場合において、前項の規定によりその法人に対して破産の宣告をすることができないときは、破産の宣告を留保する決定をしなければならない。

3　裁判所は、前項の決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の決定をすべき第一項に規定する事情について変更があったときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4　前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5　民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十条第二項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、特定非常災害発生日から第一項に規定する政令で定める日までの間、同項本文の法人については適用しない。

（民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置）

第六条　特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

第七条　建築基準法第二条第三十二号の特定行政庁は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第三項後段に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項後段の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害について適用する。

一　第二条及び第七条の規定　平成七年一月一日以後に発生した災害

二　第三条から第六条までの規定　平成八年四月一日以後に発生した災害

（国土庁設置法の一部改正）

2　国土庁設置法（昭和四十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）の施行に関する事務を処理すること。

第七条第一項中「第四条第二十四号ロ」を「第四条第二十五号ロ」に改める。

（建設省設置法の一部改正）

3　建設省設置法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四十五号中「及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）」を「、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）及び特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）」に改める。

内閣総理大臣　橋本龍太郎
法務大臣　長尾　立子
建設大臣　中尾　栄一

政　令

公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成八年六月十四日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第百七十五号

公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第六項並びに第十九条第三項並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十五条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

公正取引委員会事務局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公正取引委員会事務総局組織令

目次中「部の」を「局の」に、「経済部（第十四条―第十九条）」を「経済取引局（第十四条―第二十四条）」に、「第三款　取引部（第二十条―第二十第四款　審査部（第二十五条―第三十四条）」を「第三款　審査局（第二十五条―第三十条）」に改める。

「第一節　官房及び部の設置等」を「第一節　官房及び局の設置等」に改める。

第一条を次のように改める。

（官房、局及び部の設置）

第一条　公正取引委員会の事務総局に、官房及び次の二局を置く。

経済取引局

審査局

経済取引局に取引部を、審査局に特別審査部を置く。

2　第二条第一項中「四人」を「二人」に改め、同条第二項中「事務局長」を「事務総長」に、「事務局の」を「事務総局の」に改める。

第三条第二項中「事務局長」を「事務総長」に、「事務局の」を「事務総局の」に改める。

第五条第一号中「局内事務」を「事務総局の局務」に改め、同条第四号中「審判の事務」の下に「（公的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第五十一条の二の規定により、公正取引委員会が審判官をして行わせることとした事務を除く。第十条第十二号において同じ。）」を加え、同条第六号中「その他他部」を「前各号に掲げるもののほか、事務総局の所掌事務で他局の所掌」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「経済部」を「経済取引局」に改め、同条中第三号を第五号とし、同条第二号中「請求」の下に「並びに届出、報告及び通知の受理」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　独占禁止政策に関する基本的事項の企画に関すること。

二　国会に対する意見の提出に関すること。

第六条に次の五号を加える。

六　不公正な取引方法の指定に関すること。

七　再販売価格に関する商品の指定に関すること。

八　下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の施行に関すること。

九　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の施行に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。